

第 5 章 環境配慮指針

第5章 環境配慮指針

1. 町の事業実施上の環境配慮指針

町では、町民生活の充実・向上のために各種事業を行っていますが、その過程で環境への負荷が生じることも少なくありません。

地球規模で環境問題が深刻化している今日、事業の推進には「環境との調和」が不可欠であり、そのためには様々な環境への配慮が必要になります。

町は、事業の各段階で次のように環境への配慮を行います。

事業者においても事業実施にあたっては、この指針に準じた環境への配慮が望まれます。

1) 計画段階

- 必要に応じ、環境影響に関する調査の実施を検討します。
- 自然環境や生態系の保全に十分配慮します。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの少ない計画とするよう努めます。
- 地域住民の意見を十分取り入れ、生活環境の保全と周囲の自然環境との調和に配慮した計画とします。
- 省資源・省エネルギーに配慮した計画とします。
- 廃棄物の発生抑制、リサイクルおよび適正処理に配慮した計画とします。
- 材料・資材は環境にやさしいものを効率的に利用する計画とします。
- 雨水の地下浸透や再利用に配慮した計画とします。
- 町施設の整備にあたっては、環境負荷の少ないものとするよう計画します。

2) 工事段階

工事にあたっては、周辺環境の状況や地域住民の意見を十分に把握し、工事業者を通じて次のような環境保全対策を講じるよう努めます。

- 大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などを防止します。
- 産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理に努めます。
- 環境負荷の少ない資材などを積極的に使用します。
- 二酸化炭素の発生を抑制します。
- 省資源、省エネルギーに努めます。
- 自然環境、自然生態系の保全に努めます。
- 地域の景観や環境美化に配慮します。

3) 事業実施後

- 施設の運営にあたっては、規制基準を守るだけでなく、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの影響を極力減らします。
- 必要に応じ、適切な環境管理項目を定めて施設の運営による周辺環境への影響を監視します。

2. 事業者の環境配慮指針

事業者は、町の経済活動の大きな部分を担っているため、結果として、環境に大きな負荷をかけており、環境負荷低減の面でも大きな役割が期待されています。

第4章には環境のテーマごとに事業者に求められる環境への配慮が示されており、前ページでは町の事業実施上の環境配慮に準じた環境配慮も望まれています。

しかし、事業には様々な活動が伴い、求められる環境への配慮も業種によって異なってきますので、ここに事業者に求められる業種別の環境配慮を示します。

事業者には、この指針を参考に環境負荷の低減に積極的に取り組んでいくことが望まれます。

1) 事業者に共通の環境配慮指針

- 環境管理の体制を整備します。
- 環境保全に関わる情報の開示に努めます。
- 廃棄物を適正に処理します。
- 環境問題、環境保全に関し、社員の教育・啓発に努めます。
- 省資源・省エネルギーに努めます。
- 環境に配慮した商品の購入・利用に努めます。
- 廃棄物の再資源化、減量化に努めます。
- 環境に配慮した交通手段や輸送方法の利用に努めます。
- 町の環境施策に積極的に協力します。

2) 業種別の環境配慮指針

(1) 建設業

- 環境への負荷の少ない自然生態系に配慮した工事に努めます。
- 工事では燃料効率の良い建機・車両、機械・装置の使用に努めます。
- 土工事では降雨時の濁水流出、強風時の砂塵などの飛散防止対策を講じます。
- 資材運搬などには各種規制適合車の使用に努め、残土などの運搬には飛散防止措置を講じます。
- 廃棄物発生が少ない工法を選択し、廃棄物の分別、リサイクル、適正処理とトレーサビリティ^(注)の確保に努めます。また、作業員用施設などから発生するごみは適正に保管し処理します。
- 再利用、再生使用可能な資材、再生品や環境負荷の少ない製品の使用に努めます。
- 工事には低騒音・低振動の機械・装置を使用し、敷地境界で騒音・振動の規制基準を守ります。
- 建設現場の囲いなどは周囲の景観に合ったものとし、周辺の清掃を励行します。

(注) トレーサビリティ：適正に処理したことを廃棄物の処理過程に従い時間を遡って証明できるようにすること。

(2) 製造業

- 廃棄物の発生を少なくし分別、再使用、再生利用、リサイクル品の使用に努めます。
- 製造工程や設備を見直し、エネルギー効率の良い機械・装置の使用、悪臭や汚染物質を発生させない対策に努めます。
- 工場には必要な防音対策を講じ、機械は低騒音・低振動のものを使用します。
- 製品の容器は再使用可能なものにするよう努め、包装・梱包はできるだけ簡略にし、輸送はなるべくまとめて行います。
- 大気汚染や水質汚濁などの監視体制、有害物質の保管、使用、処分の管理体制の整備に努めます。
- 環境負荷の少ない製品の製造や故障した製品の修理体制の整備、製品が廃棄された後のリサイクルや適正処理に努めます。

(3) 農業

- 農地の適切な保全・管理に努めます。
- 廃ビニールや作物くず、剪定枝などの放置、屋外焼却はしません。
- 農薬、化学肥料の使用を控え、持続性の高い農業生産方式の導入に努めます。
- 殺虫剤、除草剤は、気象条件や周囲の環境に十分配慮し必要最小限の区域に適量を散布します。
- わら類などのリサイクル、資源の有効活用と効率の良い農機・機器の導入など、省エネルギーに努めます。
- 農道や水路周辺では農薬、化学肥料の使用は控えるとともに生物生息空間の保全に努めます。
- ビニールハウスなどの施設周辺の環境美化に努めます。
- 家畜ふん尿は臭気対策に努め、適正に処理します。堆肥化などの有効活用にも努めます。

(4) 商業、飲食業

- 商品の輸送は、なるべくまとめて行います。
- 簡易包装に努め、包装材にはできるだけ環境配慮製品を利用します。安易にトレイやパックをしません。
- 資源ごみの店頭回収品目を増やすよう努め、買い物袋の持参を推奨します。
- 食材を上手に活用し、食品廃棄物の発生を減らすとともに再生利用に努めます。調理くずや廃食用油は下水に流しません。
- 環境負荷の少ない商品、材料を扱うよう心がけ、商品の環境情報をできるだけ表示するよう努めます。
- 看板や照明は周囲の景観に合った大きさ、デザインのものとしします。
- 営業時間を守り深夜騒音を防止します。
- 店の営業や駐車場から発生する騒音で周囲に迷惑をかけません。

3. 町民の環境配慮指針

望ましい環境を実現するためには、町の社会・経済活動の大きな部分を占める町民の果たす役割は大変重要です。

第4章に環境のテーマごとに町民に求められる環境への配慮が示されていますが、そのほかにも日常生活のいろいろな面で環境への配慮が必要となります。特に、生活のベースとなる家庭における環境への配慮が大切であり、その効果も大きいと考えられます。

この指針を参考に、町民一人ひとりの環境負荷低減への積極的な取り組みが望まれます。

1) 社会において

- 緑化、自然保護、自然観察、生活環境改善などのイベントには進んで参加します。
- 自然環境保全などのボランティア活動には誘い合って参加します。
- 外出先でのごみはなるべく持ち帰って処分します。

2) 地域のなかで

- 自宅の周りを清潔に保ち、地域の清掃活動には進んで参加します。
- 地域の資源回収やリサイクル活動には進んで参加します。
- ごみは分別のルールを守り、決められた日、決められた場所以外には出さないようにします。
- 野生生物、身近な緑や水辺を大切にし、地域の生態系に有害な移入動植物は進んで除去します。
- ペットは家族の一員として、一生大切に飼育します。

3) 家庭では

- 庭や塀の緑化に努めます。
- 家族で水辺を訪れたり、家庭に小さな水辺のビオトープを造ったりして、水辺とふれあう機会を増やします。
- 人の迷惑になる焼却はしません。
- 節水に努めます。
- 洗濯には環境負荷の少ない洗剤を適量使用し、風呂の残り湯の利用なども心がけます。
- テレビなどの音は小さめにして、近所の迷惑にならないようにします。
- 食材を上手に使い生ごみの発生を抑え、生ごみ処理機などで減量を図ります。
- 調理器・食器の油汚れなどはよく拭きとってから洗い、余った食用油は再利用のために自治体の回収に協力します。
- 調理くず、食物の残りかすは、排水に流さないようにします。
- マイバックを利用し、ごみの減量化や二酸化炭素の削減に努めます。
- 過剰包装品の購入は控えます。
- 使い捨て商品はなるべく使用を控え、エコ製品を進んで利用します。また、修理できるものは修理して使います。

- ごみ分別を徹底します。
- 建物や部屋の断熱対策に努め、冷暖房温度は適正に管理し、不要の時はこまめに切ります。
- 電気器具、ガス器具などは省エネルギー型のものを使用し、太陽エネルギーなどの活用も図ります。
- 家電製品は正しく使い、使わない時はこまめに切り、待機電力は使わないようにします。
- 環境問題について家族で考え、子どもたちにも快適な環境を保つための知識やルール・マナーを伝えます。

4) 個人として

- 森林や水辺などの自然環境、道路や水路などの地域環境を汚さないようにします。
- 身近な自然環境、特に野生の動植物に関心と正しい知識を持ち、観察やふれあいの機会を増やします。
- 健康のためにも、徒歩や自転車、バス・鉄道の利用を心がけマイカーの利用を控えます。
- 車は低公害車（エコカー）を選ぶように努め、エコドライブ（経済走行、アイドリングストップ）を心がけます。
- 地球温暖化防止のため、ノンフロン製品を選び購入します。
- 社会人としてのマナーを守り、ペットのふんの放置、ごみやたばこの吸殻のポイ捨てなどはしません。
- 環境問題に関心を持ち、正しい知識を身につけ、子どもたちに少しでも良い環境を残してやれるよう自分にできることを実行します。
- 環境セミナーなどに進んで参加するようにします。